

宣誓・同意書

福岡県中小企業者等月次支援金（以下「月次支援金（県）」という。）を申請するにあたり、下記の全てにおいて宣誓又は同意します。

- ① 給付要件及び給付対象者の要件を満たしていること
- ② 以下のどちらかに該当すること
 1. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施、及び都道府県の要請があった地域に所在する地方公共団体による休業・営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店との直接・間接の取引があること
 2. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施、及び都道府県の要請に伴う不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
- ③ 月次支援金（県）の申請・給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ④ 同一の月において月次支援金（県）を重複して申請しないこと
- ⑤ 月次支援金（県）の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- ⑥ 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑦ 福岡県が専門家に内容の確認等を行うことに同意すること
- ⑧ 福岡県から検査・報告・是正のための措置や関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- ⑨ 申請のために提出した証拠書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること
- ⑩ 虚偽が判明した場合は、月次支援金（県）の返還に応じるとともに、月次支援金（県）と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑪ 個人情報の取扱いに関して、月次支援金（県）の給付手続に必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意すること
- ⑫ 申請内容を他の行政機関（国・市町村等）の求めに応じて提供することに同意すること
- ⑬ 地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金（県）の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金（県）を受給していた場合には速やかに返還すること
※ 対象月とは、2021年5月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施、及び都道府県の要請があった月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の対象月と同じ月比で、売上が30%以上50%未満減少した月のことを指します
- ⑭ 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに緊急事態宣言による影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること
※ 帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指します
- ⑮ 提出した情報が月次支援金（県）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む）及び月次支援金（県）の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む）があること

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）
_____代表者又は個人事業者等の氏名（自署）
